

（2）指針の目的

この指針は、大規模災害時においても府議会がその役割を十分に果たすことを目指し、過去3か年の大規模災害時における活動内容の検証等を通じ、あらかじめ、大規模災害時における府議会の役割や活動の考え方等を整理するものである。

なお、傍聴者等の安全確保の方法や建物・設備の被災状況の確認の方法をはじめ、災害時の活動に関する具体的な体制、手順や方法等については、この指針の考え方を踏まえ、災害対応マニュアル等によりあらかじめ整理しておくことが必要である。

（3）指針の特徴

① 災害時における議会・議員の役割や議会と執行機関の関係の再確認

災害時における議会活動を考えるための基本的事項として、京都府議会基本条例に定められた基本的な考え方をもとに、災害時に求められる議会・議員の役割や議会と執行機関の関係について再確認をした。

② 議員の安否確認に関する基準、方法の明確化

議員の安否確認を要する場合を議員から連絡を行う場合と事務局から確認を行う場合に区分して基準化するとともに、議員と事務局との連絡方法についてはメール送受信（事務局防災専用メールアカウント）を基本とした。

③ 議員への情報提供の方法の明確化

情報提供窓口

議員と執行機関との連絡調整窓口は議会事務局に一本化し、議員への情報提供については、事務局からのメール送信（事務局防災専用メールアカウント）により行うこととした。

④ 発災時・発災直後の府議会の対応の明確化

特に混乱が生じる発災時及び発災直後の府議会の対応について、議会日程や会議開催状況に応じ、①本会議開会中に発災した場合、②委員会開会中に発災した場合、③会期中で会議開催時間以外に発災した場合、④閉会中に発災した場合の4つのケースに区分し、会議の開催（継続）の可否の判断、情報の収集・報告や対応方針の協議の方法など、対応の流れをフロー図とともに整理した。

第3節 執行機関との関係

ア 災害時における執行機関の役割

災害時の応急対策や復旧対策については、防災担当部局にとどまらず、執行機関全体に求められており、全部局で構成する災害対策本部の指揮のもとに災害対策に従事する必要がある。

イ 災害時における議会と執行機関の関係

議会は、執行機関が災害時における執行機関の役割に基づき災害対策に尽力することができるよう、次の事項に留意する必要がある。

情報提供窓口

① 議員と執行機関との連絡調整窓口の一本化

災害時には情報が錯綜するところであり、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供及び現地の被災状況や要望などの議員から執行機関に対する情報提供については、議会事務局を窓口とする。

② 執行機関の災害対応を優先するための議事運営上の配慮

発災後の被災状況の把握や緊急対策の検討等を行う段階においては、執行機関の意向を確認し、休会や出席要求理事者の縮小（欠席）など、執行機関が災害対応を優先することができるよう、議事運営上の配慮が必要である。

③ 速やかな予算執行等を可能とする柔軟な審議方法の採用

災害関係補正予算等の審議に当たっては、速やかな予算執行等ができるよう、予算案の説明、議案の上程、委員会審査、本会議議決等の日程などの審議方法について、執行機関の意向を考慮し、柔軟に対応することが必要である。